

佐賀県県土整備部、地域交流部及び農林水産部

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領

(目 的)

第1条

本要領は、県土整備部、地域交流部及び農林水産部内発注の施工現場で発生する諸問題に対し、初動体制を迅速かつ適切に行い、発注者が意思決定に時間を費やすことなく、実働工期や工事の品質確保がなされるよう必要なことを定めたものである。

個々の公共工事現場において発注者、請負者、地域住民それぞれにメリットがあり（三方良し）、かつ誰でも取り組むことができる共通目標として、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。安全と品質を確保したうえで、請負者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことで「三方良し」のメリットが発生する。

すなわち、このワンデーレスポンスは、これまで個々の監督職員が実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応を、より組織的でシステムのなもとして工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現し、「三方良し」のメリットを発生させることを目的とするものである。

(用語の定義)

第2条

- ・ ワンデーレスポンスとは現場の問題発生に対する迅速な対応のことをいう。
- ・ 即日回答とは、原則 24 時間（県の休祭日を除く）以内に工事打合簿により請負者に回答することをいう。
- ・ 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、一般監督員を総称していう。
- ・ 回答期限とは、工事打合簿に記載した回答日を指すが、回答日を必ずしも約束するものではない。（回答期限を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに請負者に新たな回答期限を回答する。）
- ・ 質問とは、書面により発注者へ疑問点やわからない点を問いただすことをいう。
- ・ 協議とは、工事打合簿により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- ・ 回答とは、書面により質問などを請負者へ答えることをいう。
- ・ 書面とは、工事打合簿のことを指す。
- ・ 工事打合簿とは、土木工事施工管理の手引きに記載の様式を指す。

（対象工事の範囲）

第3条

県土整備部、地域交流部及び農林水産部内で発注する全ての建設工事を対象とする。

（実施方法）

第4条

基本は「書面による即日回答」

- ① 質問や協議事項及びその回答へは、原則として工事打合簿によりおこなう。
- ② 請負者からの質問や協議事項への回答は、基本的に「その日のうち（原則 24 時間以内）」とする。
- ③ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを請負者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。
- ④ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに請負者に対し新たな「回答期限」を書面にて連絡する。
- ⑤ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、速やかに上司等に相談し回答する。
- ⑥ 一般監督員が不在の場合は、主任監督員もしくは総括監督員が即日回答にあたる。
- ⑦ 請負者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、請負者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。
周知の方法としては、ワンデーレスポンスの対象工事であることを特記仕様書に明記する。
- ⑧ 不規則勤務など現場監督体制が通常と異なる場合は、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。

（実施における留意点）

第5条

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取り組みであるため、発注者及び請負者共に工期に関するコスト意識を共有し、相互に連携・協力すること。また、このことによる工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

（その他）

第6条

1) 本取り組みの円滑な実施

発注者及び請負者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めるものとする。

2) 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。

3) 本取り組みへの配慮

ワンデーレスポンスによる効果を最大限に発揮させるため、工事の安全及び品質確保には、十分配慮すること。

附 則（平成 20 年 3 月 13 日建設技第 010596 号）

この要領は平成 20 年 4 月 1 日以降に「契約事務の事前承認何が決裁された工事」に適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日建設技第 56 号）

この要領は平成 28 年 4 月 1 日以降に「契約事務の事前承認何が決裁された工事」に適用する。

附 則（令和 3 年 10 月 5 日建設技第 2225 号の 1）

この要領は令和 3 年 10 月 30 日以降に公告する工事から適用する。